横浜市内部統制基本方針

市民の皆様の暮らしをお支えする行政サービスを、将来にわたり安定的、持続的かつ効果的に提供していくため、横浜市は内部統制を推進します。

リスクを評価し対応策を講じることによって、業務の効率化を進め、適正な事務執行を確保します。そして、限られた経営資源の下、複雑・多様化する課題に的確に対応し、市民の皆様から信頼される行政を推進していきます。

横浜市における内部統制に関する方針を、地方自治法第 150 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり定めます。

1 内部統制の目的

(1) 業務に関わる法令等の遵守

前例に頼らず、業務に関わる法令等を確認・遵守し、適正な事務執行を確保します。また、これらの点検・見直し等に取り組むことで、市民・社会の要請に応えます。

(2) 業務の効率的かつ効果的な遂行

組織として滞りなく業務を進めることができるよう、業務手順の明確化等により有効な統制を整備し、効率的かつ効果的に業務を遂行します。

(3) 財務報告の信頼性の確保

財務に関する情報を正当な手続に基づいて適切に作成及び保存し、正確な情報 に基づいた財務報告を公表することで、信頼性を確保します。

(4) 資産の保全

資産の取得、使用、処分を正当な手続に基づいて行うなど適正に管理することで、資産を保全します。

2 内部統制の対象事務

内部統制の対象とする事務は、財務に関する事務とします。

3 内部統制の推進体制

総括コンプライアンス責任者を内部統制の総括的な実務責任者とし、全庁的に内部統制体制の整備及び運用を推進します。

4 監査委員との連携

監査委員と情報共有や意見交換等を行い、効果的な内部統制体制の整備及び運用 につなげます。

5 評価報告書の作成及び公表

毎会計年度、対象事務について整備状況及び運用状況を評価し、内部統制評価報告書を公表します。

令和3年8月30日

横浜市長 山中竹春